

景観法と景観条例に基づく届出

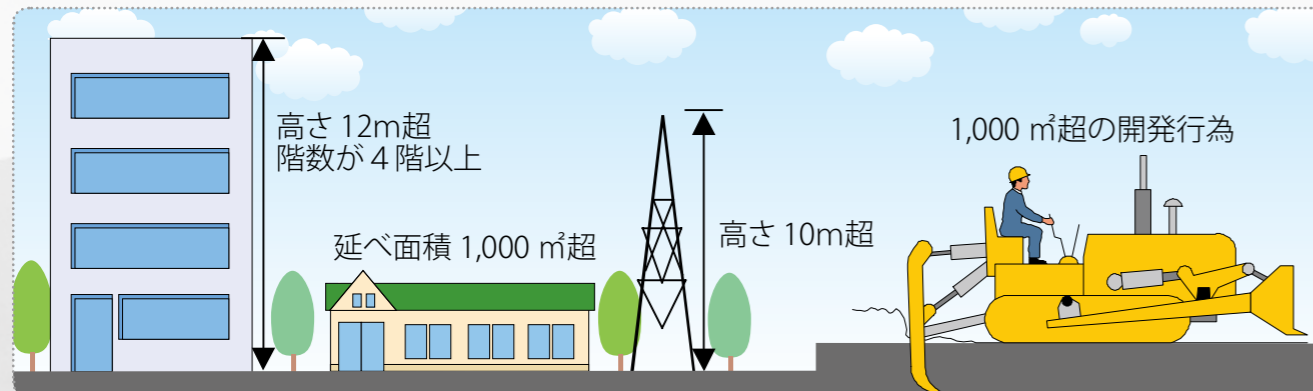
景観に与える影響の大きい大規模な建築物や工作物、開発行為などを行うときは、事前に届出が必要です。

届出制度に関する流れ



届出が必要な建築物などの基準 (代表的なもの)

- 高さが 12 m 超および地階を除く階数が 4 階以上の建築物
- 延べ面積が 1,000㎡を超える建築物
- 建築基準法施行令第 138 条の規定により指定されている工作物で高さが 10 m を超えるもの
- 開発行為や木竹の伐採でその区域の面積が 1,000㎡を超えるもの
- 土石の採取でその区域の面積が 300㎡を超えるもの



上記の届出をした建築物などについては、以下に示した景観形成に関する基準を満たす必要があります。また、届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、変更をお願いすることがあります。

建築物、工作物の景観形成基準 (一部抜粋)

- | | |
|----------|---|
| 高さ | ● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。 |
| 形態・意匠・素材 | ● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠・素材とする。 |
| 色彩 | ● 地域の景観および既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 |

これらの景観形成基準を解説している「景観ガイドライン (本編)」と、「景観ガイドライン (色彩編)」を作成しています。色彩編では、色彩利用の目安となるように、使用できる色彩の範囲を数値で示しています。詳細については、市ホームページをご覧ください (トップページ右上のサイト内検索で「景観ガイドライン」と入力して検索)。

■ 問合せ先 = 本庁都市計画課 (内線 3424)



10月から 薩摩川内市景観条例が 施行されました。

? 景観条例とは…

平成 19 年 4 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体となった本市が、景観を保全・活用するために定めた条例です。

- 主な内容は以下のとおりです。
- 市民、事業者などおよび市の責務
- 景観法に基づいた届出制度に関すること
- 景観提案制度に関すること

10 月 1 日から薩摩川内市景観条例が全面施行されました。景観条例には、景観の形成に関する市民、事業者、地区コミュニティ協議会および市の役割などが定められています。また、薩摩川内市ふるさと景観計画を策定し、景観の形成に関するさまざまな施策を本格的に実施することとしています。今ある「美しいふるさとの景観」を後世に伝えていきましょう。

薩摩川内市景観条例における活動イメージ